

私たちおとなの何気ないことば、たとえば「きょうだいやお友達と比較して」「○○ちゃんは今がエライ」等によって「自分はダメなんだ」と傷ついている子どもがいます。きょうだいやお友達をほめるのは良いのですが、比較は子どもを傷つけ、自尊心が育つ妨げになり、本来持っているチカラを奪ってしまいます。

またDV（注2）を目撃する、きょうだいが親から暴力を受けているのを目撃する、子どもの生活する場にポルノ雑誌等を不用意に置かなども児童虐待になります。

（注2）ドメスティック・バイオレンス。同居関係にある配偶者や内縁関係の間でおこる家庭内暴力のこと。近年では婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など親しい間柄でおこる暴力全般をさす場合もある。

【安心を得ている子どもは健康に育つ】

これはアブラハム・マズロー（注3）の言葉です。安心して生きることが、人間にとってなくてはならない基本的な人権の一つです。特に子どものころからの発達にとって安心できる環境は絶対になくしてはならないものです。ところが身近に暴力を目撃していたり、外では言えないような事柄を家庭の中に抱えていたり、自分の気持ちや困っていることをしっかりと聞いてもらえな



【24年度人権フォトコンテスト特選作品】

かったりすると、安心が奪われ、不安や恐怖を抱えて落ち着かない日々を送ることになります。これが虐待を受けている子どもたちの特徴です。孤立が良くないのは子どもも同じです。周りのおとなから声を掛けてもらったり気持ちを聴いてもらえると、大切にされたと感じて自分

を大切にできます。心配をかけてはいけいと思つて親には言えないことでも、近所のおじさんやおばさんには言えたりします。ひとりでも理解者がいると、子どもたちも安心できます。

（注3）アメリカ合衆国の心理学者。人間の欲求の階層（マズローの欲求ピラミッド）を提唱したことでよく知られている。

【私たちにできること】

虐待の原因が、社会から受けるさまざまなストレスや、生活上の問題、育ちや環境から抱え込んだことの結果であるとしたら、「虐待」は個人の問題、家庭の問題ではなく、社会みんな考えていかななくてはならない問題だとわかります。

では、周りの私たちにできることは何でしょうか。



【25年度人権フォトコンテスト特選作品】

まず毎日の生活の場で私たちにできることは、近所の子どもの保護者に、気軽に声をかけることではないでしょうか。

「おはよう」「いつてらっしゃい」「どうしたん？」「何か困ったことあるの？」

「話を聴く」「気持ちに大切にする」ことは「人を大切にすること」です。いつでもどこでも誰にでもできることです。気持ちを聴いてもらえる大切になれることができます。大切にされた人は自分を大切にできるのです。

事件になつてしまつてしまうような虐待の場合、事件が起きる以前から近所の多くの人が、子どもの泣き声や不自然な様子あるいは親の怒鳴り声等に気付いているケースが多いのです。このような場合、子どもの命を守るためにはまず『通報』が必要です。『通報』は虐待を発見した時にするだけでなく、虐待かどうかわからない時に相談することも含まれます。虐待かどうかは家庭児童相談室や子ども家庭センター等専門家が判断してくれま

【子どもの課題はおとなの課題】

「困っています、手伝つて」と言われて手伝つた人は「人を助ける」というすばらしい機会を提供してもらつたと考えるのはどうでしょうか。助けてもらった人は、助けてもらったことに感謝します。それと同時に、人に力を貸した人も、その機会を与えられたことに感謝する。おとな同士が助け合うまちは、子育て中の親の孤立をなくし、子どもの孤立をなくすこととなります。それが虐待のない、子どもたちが大切にされるまちづくりにつながるのだと思います。

編集を終えて

子どもへの虐待の問題は、虐待をした人だけの問題ではありません。虐待のニュースに心を痛め、かわいそうにと見ているだけでは、虐待を防ぐことはできません。

これまでの人権研修から、「傍観者」は差別する側の立場と同じということを学びました。見ているだけでは何も変わらないのです。虐待の防止は、まさしく周りのおとなの問題ではないでしょうか。

子どもたちの笑顔のために、自分にできることをやってみましょう。一人ひとりの行動が、虐待を許さない社会の空気を作り、一人ひとりのつながりが、虐待のない地域コミュニティを創造します。

誰もが大切にされる人権尊重のまちづくりの主人公は、まさに「私」自身と言えるのではないのでしょうか。

人権擁護委員の退任と着任のお知らせ

永年、人権擁護委員（※）としてご活躍いただきました岩脇 志保子さんと堀 正昭さんが本年9月30日付けをもって任期満了退任されました。10月1日からは、中西 尚美さんと内田 順さんが着任され、市民の人権を守るための活動を行います。

※人権擁護委員は、地域のみなさんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局や市の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしています。また、地域のみなさんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動も行っています。

虐待かな？と思ったら…こちらに連絡を

- 家庭児童相談室（子ども支援課内）
559-5076 月～金曜（祝日除く）9時～17時
- 子育てほっとラインさんだ
559-5076 月～金曜 17時～翌朝9時
土・日曜、祝日、12月29日～1月3日は24時間対応
- 児童虐待防止24時間ホットライン（川西子ども家庭センター）
072-759-7799 24時間対応
- 三田警察署（緊急時）
563-0110

虐待を受けたと思われる児童を発見したら、すみやかに通報することが義務付けられています。通報があれば、連携を図りながら子どもたちを守ります。

子育てでイライラしたら…

子育てや子どもに関するさまざまな相談を受け付けています。相談者の意向を尊重しながら、希望に応じて他の機関を紹介し、連携をはかります。秘密は守られます。

助けを求めるとは、恥ずかしいことではありません。悩みを抱え込む前に、ほんの少しの勇気を出してみてください。きっといい解決策が見つかるはずですよ！

- 家庭児童相談室（子ども支援課内）
559-5076 月～金曜（祝日除く）9時～17時
- 子育てほっとラインさんだ
559-5076 月～金曜 17時～翌朝9時
土・日曜、祝日、12月29日～1月3日は24時間対応
- 子育て交流ひろば（多世代交流館）
562-8421 火～日曜 9時30分～17時30分
- 電話相談ホットコール（地域子育て支援センター）
560-7109 月～金曜 9時30分～16時30分、
土曜 9時30分～14時30分
- 女性のための相談（まちづくり協働センター男女共同参画担当）
563-8000 ※予約制。女性からの相談に限ります。
火・金曜 10時30分～12時30分 木曜 13時30分～17時30分
第2・4土曜 10時30分～17時30分
- 川西子ども家庭センター
072-756-6633 月～金曜 9時～17時45分

わたしのまちの地域部会開催のお知らせ

～どなたでも参加できます～

高平地域部会

日時：11月3日（月・祝）13時～16時
場所：高平ふるさと交流センター体育館
内容：講演「ハートで挑戦」（川口泰司さん）

狭間地域部会

日時：11月15日（土）10時～12時30分
場所：狭間小学校体育館
内容：啓発劇「結婚したら名字が変わる？」ほか3本など

ゆりのき台地域部会

日時：11月15日（土）13時30分～15時30分
場所：ゆりのき台小学校

本庄地域部会

日時：11月16日（日）13時～16時
場所：本庄小学校体育館
内容：音楽劇（トークゆうゆう）ほか

参加無料

人権擁護委員による人権相談…10月23日（木）

問い合わせ・相談希望者は、人権推進課へ（559-5081・5148 FAX 563-3611）